

海外の裁判手続における
電子化事例調査報告資料

【事例番号 1】

韓国・大法院

アビームコンサルティング株式会社

資料における略称注記・凡例の定義

	略称注記・凡例	定義
1	E C F S ¹	正式名称：E l e c t r o n i c C a s e F i l i n g S y s t e m 最高裁判所への訴訟手続に必要となるウェブシステムを指す。 2010年（平成22年）から、電子化を開始している。
2	審決取消訴訟	特許、商標や意匠等に関する知的財産庁の審決の取消を求める訴訟を指す。韓国では特許法院のみで行われている。

¹ 大法院E C F S ポータルサイト <https://ecfs.scourt.go.kr/ecf/>

目 次

第1 本資料の目的及び調査の概要	1
1 本資料の目的	1
2 調査の概要	1
(1) 調査対象海外事例の概要	1
(2) 手続利用者の概要	3
(3) 手続利用に必要な条件・環境	4
第2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆	5
1 e 提出に関する示唆	5
2 e 事件管理に関する示唆	5
3 e 法廷に関する示唆	6
4 IT部分における本人サポート	6
5 オンライン利用促進の取組	6
6 IT化への隘路	7
7 その他の示唆	7
第3 調査結果詳細	11
1 訴えの提起	11
(1) 訴状の提出	11
(2) 手数料の納付	12
2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定	13
(1) 訴状の内容確認	13
(2) 訴状の補正指示	13
(3) 第一回口頭弁論期日の指定	13
(4) 被告への訴状及び期日呼出し状の送達	13
3 第1回口頭弁論期日	14
(1) 原告及び被告の出頭	14
(2) 訴状、答弁書に基づく主張	14
(3) 証拠書類の準備・取調べ	15
4 争点及び証拠の整理手続	16
(1) 争点及び証拠の整理手続	16
5 証拠調べ（人証）	16
(1) 人証方法	16
6 期日調書	16
(1) 調書の記録	16
7 判決	17
(1) 判決書の作成	17

(2) 判決の言渡し	17
(3) 判決書正本の送達	17
8 情報公開	17
(1) 期日情報（スケジュール）の公開.....	17
(2) 期日情報（実施内容）の公開.....	17
(3) 判決の公開	18
(4) 記録の閲覧・謄写	18
9 記録の管理	18
(1) 記録の管理	18
10 証明手続	19
(1) 証明手続の方法.....	19
11 当事者からの照会対応	19
(1) 当事者からの照会対応	20
12 他の行政機関のシステムとの連携	20
(1) 他の行政機関のシステムとの連携.....	20
13 デジタル弱者への対応	21
(1) デジタル弱者への対応	21
(2) 利用者への対応	21
14 全国展開の段取り	22
(1) 全国展開の段取り	22
15 ユーザ属性（本人もしくは代理人）	23
(1) ユーザ属性（本人もしくは代理人）	23

第1 本資料の目的及び調査の概要

1 本資料の目的

本資料は、民事訴訟手続のIT化の検討に際して、幅広いIT化の可能性を検討するため、民事訴訟手続のIT化において活用可能と考えられる海外における裁判所への訴訟手続に関する電子化事例を収集・整理するものである。

2 調査の概要

(1) 調査対象海外事例の概要

本事例では、韓国における裁判手続を調査対象としている。

韓国では、日本の最高裁判所にあたる大法院をはじめ、市郡法院、地方法院、高等法院等の専門的管轄を有する複数の法院から成り立っており、基本的に、第一審は市郡法院や地方法院、第二審が高等法院となるケースが多い。日本と同様に三審制を取り入れており、判決の確定までに上訴を許される裁判所が2階層あり、最大で計3回まで審理を受けることが可能である。

韓国では、不服申立て可能な期間が、日本の2週間に対し、1週間と短い。このため、書面での裁判手続においては、法定期限が差し迫った場合に、郵便提出が困難だった。例えば、当事者が管轄法院まで直接訪ねて訴訟書類を提出しなければならなかつたり、訴訟関係人が記録閲覧・謄写申請をした場合に、法院が該当記録を検討しているところならば閲覧・謄写のために相当な時間を待機しなければならなかつたりと制約が存在していた。

このような背景から、書面での裁判手続に内在した場所的・時間的制約を解決すべく、2001年（平成15年）から、ウェブシステム「E C F S」による裁判手続のペーパーレス化のマスタープラン策定を開始し、e事件管理の整備を先に進め、法律の整備とあわせてe提出、e法廷を進めている。

実際の導入としては、マスタープランの策定から7年後の2010年（平成22年）4月、審決取消訴訟を審理する特許法院へのウェブシステム「E C F S」の導入開始を皮切りに、各院にて段階的に電子手続を開始した。電子訴訟導入対象は、特許法院、民事通常事件、家事事件、行政事件、破産・再生事件、執行事件、非訟事件と徐々に拡大しており、2015年（平成27年）3月には、刑事事件を除いた全訴訟関連分野の電子訴訟サービス体制を完成させている。2018年（平成30年）6月現在においては、刑事裁判にも電子訴訟導入対象を広げている。

かつて韓国では、1986年（昭和61年）に裁判所内部向けの事件管理システムの適用が開始された際、このプラットフォームにより、書記官や裁判官等の裁判所のユーザは、データベース内のすべての民事事件を検索することができるようになっていたが、彼らに対し、仕事の仕方を変えるよう、説得するのは容易ではなかつた。

その経験を活かし、ウェブシステム「E C F S」を作るにあたり、できるだけ効率的か

つユーザに優しいシステムとなるよう、相当の資金を投入した。²

システムを維持・強化するため、開発には約2,000万ドルを投資し、メンテナンス費用とデータ保全費用は年間約3,000万ドルを要した。2015年（平成27年）までには、新しい機能を統合する必要もあったことから、2012年（平成24年）には、韓国の司法予算18億ドルのうち、その1割（1億8,000万ドル）が情報通信技術へ投資している。³

その結果、ウェブシステム「E C F S」が最初にされた特許法院においては、導入開始から半年足らずで、全特許件数の41%がシステムを通じて申請された⁴。また、1年後（2011年（平成23年））には、審決取消訴訟において、1年間の審理件数187件のうち167件（約90%）で電子裁判手続が選択されたことが分かっている。

訴状の提出については、すぐに電子提出を義務化することはせず、全体としてペーパーレス化に移行しつつも、要求があれば紙提出を許可する形としているが、民事事件全体としては、民事事件へのウェブシステム「E C F S」の適用を開始した2011年（平成23年）5月から2012年（平成24年）12月の間に、民事事件における電子申請数は増加傾向で推移している。（図表 No1 参照）なお、2013年（平成25年）6月には、45%以上に電子化が進み、2016年（平成28年）年末時点においては、全体訴訟件数のうち、特許95%，民事66%において、訴状を電子的に提出しているのである。⁵

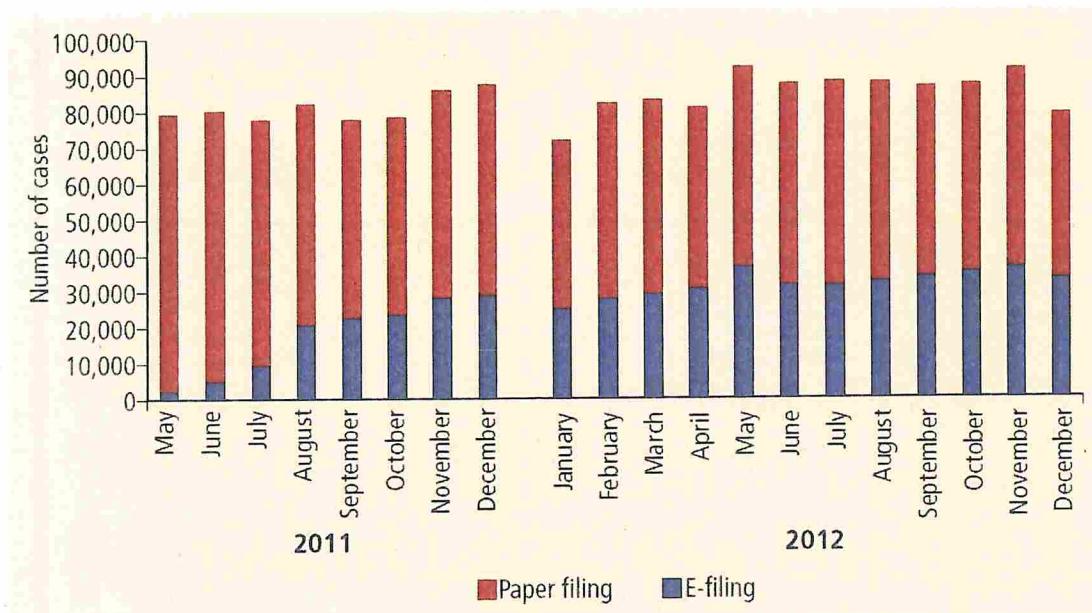
² DoingBusiness2014 “Improving court efficiency : the Republic of Korea’s e-court experience”
<http://www.doingbusiness.org/~media/WBG/DoingBusiness/Documents/Annual-Reports/English/DB14-Chapters/DB14-Improving-court-efficiency.pdf>

³ DoingBusiness2014 “Improving court efficiency : the Republic of Korea’s e-court experience”
<http://www.doingbusiness.org/~media/WBG/DoingBusiness/Documents/Annual-Reports/English/DB14-Chapters/DB14-Improving-court-efficiency.pdf>

⁴ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE10_4.jsp

⁵ 大法院ポータルサイト <http://www.scourt.go.kr/judiciary/information/etrial/index.html>

図表 No 1 民事事件における電子申請数の推移



Note: Refers to first instance cases.

Source: Supreme Court of the Republic of Korea database.

出所 : Doing Business 2014

(“Improving court efficiency : the Republic of Korea’s e-court experience”)⁶

このように、着実に電子化が定着した理由としては、ユーザに優しいシステムを目指していることが大きいといえよう。韓国は、訴訟進行に詳しくないシステム技術者やシステムに馴染みのない裁判官等のユーザの目線に立ち、彼らが望むだろうことを考慮し、システム設計を進めてきた。紙提出と電子提出を併用しているのも、この考えを基にしている。

上記より、難しい方法ながらも、ユーザに優しいシステムを目指していたからこそ、短期間でも効果が顕著に現れた例として、当資料で報告する。

(2)手続利用者の概要

利用者は、4パターン存在する。（①全国民が行うことのできる当事者本人として的一般利用者、②弁護士、法務法人（日本の弁護士法人に相当）等の訴訟代理人が行うことのできる代理人⁷としての資格利用者、③管理人、監査委員等の回生破産手続関係人利用者、④執行者、管理人等の民事執行関連執行官等利用者）⁸

⁶ DoingBusiness2014 “Improving court efficiency : the Republic of Korea’s e-court experience”
<http://www.doingbusiness.org/~media/WBG/DoingBusiness/Documents/Annual-Reports/English/DB14-Chapters/DB14-Improving-court-efficiency.pdf>

⁷ 代理人ユーザは、弁護士本人だけでなく、弁護士を補助する事務職員としても登録できる。

⁸ 大法院 E C F S ポータルサイト <https://ecfs.scourt.go.kr/ecf/ecf100/ECF120.jsp>

使用可能な機能の範囲はサービスの種類によって制限されており⁹、2014年（平成26年）現在、韓国における弁護士人口12,500人のうち、40%（5,000人）は既にシステムに登録しているものの、定期的に使用している人口は20%（2,500人）である。

（3）手続利用に必要な条件・環境

ウェブシステム「E C F S」の利用に際して、利用者は以下の環境を用意する必要がある。

ア パソコン等の機器

ウェブシステム「E C F S」に対応したOSを搭載したパソコンが必要。

また、必要に応じて、ワープロソフト・スキャナ・作図ソフト・プリンタ等を用意する。なお、2013年（平成25年）7月より、モバイルアプリケーション（i O SとA n d r o i d）も配信されており、スマートフォンやタブレット端末で、システムを利用することができる。

イ インターネット環境

ウェブブラウザ（I n t e r n e t E x p l o r e r等）を使用できる環境から、ウェブシステム「E C F S」を使用する。

ウェブシステム「E C F S」はインターネット回線の種類に関係なく利用できるが、インターネット常時接続での利用を前提としている。

ウ 電子証明書

ウェブシステム「E C F S」においては、ユーザ登録が必要であり、本人確認のためには、「公認認証書¹⁰」が必要となる。

「公認認証書」は、書面（紙）や磁気カード等の有体物として発行されるものではなく、電子ファイルとして発行される。そのため、「公認認証書」の発行を受けた者は、このファイルをハードディスクやU S Bメモリに保存し、独自のパスワードを設定することにより、他人がアクセスできないよう保持する必要がある。

また、最終的に訴状や証拠書類等を提出する際、申請人を識別しつつ提出書類が申請人本人のものであることを検証するため、これらの文書ファイルに提出者である代理人（本人訴訟の場合には本人）の「公認認証書」による認証処理を行っている。

⁹ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE20_2.jsp

¹⁰ サイバー取引に伴い、印鑑証明書の役割を果たすもの。

インターネットバンキングやネットショッピングの際のカード決済や、雇用保険の申請や年末決算の申請等に使用される。

第2 民事訴訟手続のIT化に向けた本事例からの示唆

1 e 提出に関する示唆

(1) 書面情報の電子化

韓国では、電子提出と書面（紙）による提出の2つの方式を併用している。ただし、国や地方公共団体等には電子提出に同意する義務があるため、国等が被告となる行政訴訟の新受事件は、一部の例外を除き全件が電子訴訟（少なくとも片面的電子訴訟¹¹⁾）である。

なお、書面（紙）提出を選択した場合、その書面は、裁判所職員にて、PDFファイル化される。一方で、書類を受領する場合は従前どおり紙で受け取ることができる。

当該事例から、日本における手続の電子化にあたり、電子提出と書面（紙）提出を併用する場合、電子提出での一本化と比べ、裁判所職員の負担が増える可能性がある点は課題となる。ユーザビリティを考えつつも、電子化を普及させるためには、書面提出は残しつつも、裁判所職員による電子化作業に対する手数料として、国民側に負担してもらい、電子提出を選びやすくするような工夫が必要であると考える。

(2) 手数料の納付

ウェブシステム「E C F S」自体を使用することに手数料はかからない。また、電子提出の場合は、印紙代が1割引されるように、訴状提出に伴う手数料は、電子提出と書面提出で金額が異なる¹²⁾。なお、訴訟費用は、クレジットカードや口座振替による決済が可能であり、電子納付が可能である。

当該事例から、日本においても、訴え提起手数料の決済方法は電子納付とすべきと考える。ただし、訴え提起手数料の設定は、電子提出で一本化するか、書面提出との併用とするかの検討と並行して、併用した場合に手数料に差を設けるかについても検討が必要である。なお、電子提出を選択しても、訴え提起手数料以外に新たに電子化に関する手数料が必要とした場合には、それが利用障壁となって、利用率の向上は難しくなる。電子化に関する手数料については、IT化の利用促進を図る観点から、利用障壁とならないよう、設定するかどうかも含めて検討する必要がある。

2 e 事件管理に関する示唆

(1) 事件情報の管理と公開

一般公開はされていないものの、ウェブシステム「E C F S」にログインすることにより、自分が関連する事件情報のみ確認することができる。現状、ウェブシステム「E C F S」では、当事者及び代理人以外が事件情報を知ることはできないが、大法院ポータルサイトの一般国民に向けたサービスとして、当事者以外であってもキーワード検索で判決書を閲覧できるものがある。

¹¹ 一方が電子訴訟、他方が書面訴訟を希望する場合では、裁判所がデジタル化を行う。

¹² 韓国知的財産権 <http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol2/annexes/kr.pdf>

当該事例では、ウェブシステムを分け、掲載する媒体を変更しているが、日本においては、同じウェブシステム内においても、登録されているユーザかどうかで参照できる内容を変更するような仕組みを構築し、一元的なデータ管理をすることが望ましいのではないかと考える。

3 e 法廷に関する示唆

(1) 法廷における情報公開

法廷には裁判官・当事者毎にパソコンが設置されており、そのパソコンでウェブシステム「E C F S」から登録された書類を閲覧しながら弁論を行う。裁判のすべての参加者は、弁論中に、訴状、準備書面、書証等の訴訟記録、法廷速記者が入力した記録を、スクリーンとベンチに設置されたモニターを通して、その場で確認することができる。ただし、司法記録は、裁判官又は当事者のみが法廷で見ることができるように制御することができる。¹³

当該事例より、その場にいる参加者全員が今何について議論をしているのかを把握し、スムーズな弁論を進めるために、各人に對して必要な情報を与える仕組みを作ることは有用である。

4 I T 部分における本人サポート

(1) デジタル弱者対応

韓国におけるデジタル弱者への対応としては、書面（紙）提出を許容していることが最も大きい。書面提出を選択する国民のために、裁判所職員の事務作業も整備されている。

(2) 窓口

平日においては、サポートセンターを設置し、電子手続のフォローをしている。

当該事例では、利用が多いであろう平日のみの受付としているが、常時ウェブシステムは開いているため、開局時間にあわせ、可能な限り多くの時間でサポートできる仕組みを作ることも考えられる。ホームページにA I機能を付け、オンラインでのサポートセンターを構築するなど、ユーザのF A Qに素早く対応できる仕組みを作ることも、電子利用率の向上に必要になると推察する。

5 オンライン利用促進の取組

2 0 1 4 年（平成 2 6 年）現在、韓国における弁護士人口 1 2, 5 0 0 人のうち、4 0 %（5, 0 0 0 人）は既にシステムに登録しているものの、定期的に使用している人口は 2 0 %（2, 5 0 0 人）と少なかった。この現状を受け、電子化をより普及させようと、印紙代を 1 割引する仕組みが作られた。

¹³ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE30_3.jsp

韓国では、電子提出と書面提出を並存させていることから、ユーザ側から考えると、従前どおりの方法が存在することで、馴染みのある書面提出を選びやすい。

ただし、裁判費用は決して安いものではないため、電子を選択することで、金銭的な負担が減るといった、ユーザへの直接的にインパクトがある方法にて、オンライン利用促進を行っていると推察される。日本においても、電子手続の場合には従来の手数料よりも割安にしたり、手続が簡略化されたりするようなユーザに直接大きなインパクトがある利用促進策は、使用率の向上に繋がると推察する。

6 IT化への隘路

韓国では、過去に導入された政府内部向けシステムにおいて、便利なシステムの導入があつたにもかかわらず、ユーザに対し、今までの仕事のやり方を変えるよう説得するのは容易ではなく、利用の障壁になっていた経験があった。

その経験を活かし、ウェブシステム「E C F S」では、可能な限りユーザに友好的なシステムになるよう、ユーザ目線でのシステムデザインや運用を実施した。ただし、年々電子申請数は増えている傾向にあるものの、今までの仕事の仕方を変えることとなるため、ユーザの利用率はなかなか上がらなかった。そのため、実際に使用してもらえるよう、印紙代の割引を開始した。

これより、ユーザビリティを上げるために開発にも大量の資金を投入し、その上で印紙代の割引を行っていることから、通年に渡り、電子化に伴うコストがかかることが推察される。韓国と同様のIT化を実現するとなると、100億円規模の投資が必要となる可能性がある。

7 その他の示唆

(1) ユーザ側利用環境

ウェブシステム「E C F S」は、ユーザ登録をする際は、事前に「公認認証書¹⁴」を取得しておく必要があるが、ウェブブラウザ（Internet Explorer等）を使用できさえすれば、どこからでも使用可能である。なお、大法院にて作成・配信しているアプリケーションを使用することで、PCのみならず、タブレット端末やスマートフォンからの作業もできる。

当該事例から、ウェブシステムを、通信機器や場所の制限なく利用できる仕組みを作ることは、日本においても使用率の向上に繋がると推察する。ユーザにとって、システム利用への障壁が少なく感じられるといえよう。

また、韓国の「公認認証書」は本人確認の意味合いを持たせるものであることから、日本であればマイナンバーカードに搭載されている公的個人認証サービス¹⁵を利用する

¹⁴ 公認認証書は、電子ファイルとして発行される。公認認証書の発行を受けた者は、このファイルをハードディスクやUSBメモリに保存し、独自のパスワードを設定し、他人がアクセスできないよう保持している
http://niben.jp/niben/pdf/books/2015_NO05_25_35_.pdf

¹⁵ 総務省HP公的個人認証サービスによる電子証明書

ことが有用ではないかと考える。

(2) 利用時間について¹⁶

ウェブシステム「E C F S」は、毎週木曜日午後7時～10時において、定期メンテナンスが行われているが、基本的には24時間365日使用できる。訴訟費用の電子決済は、金融機関口座振込であれば、該当金融機関のサービス時間に準ずる。なお、サポートセンターは平日のみ対応している。

メンテナンスにあわせ、利用停止期間を設けていることから、必ずしも24時間365日にこだわる必要はないものと思料する。また、サポートセンターの利用時間は、利用者状況に応じ、適宜調整すべき内容と考える。

(3) 書面申請の場合のデータ及び書面保管について

書面提出の場合、裁判所職員が、裁判所に設置されている端末を使用して、紙媒体の書類を電子化している。書面申請の文書をスキャンし、当該画像ファイルをOCR処理のPDFファイル変換を行ったのち、文書をPDF形式で確認して分類する。なお、紙の書面は法律が定めた保存期間（5年）は保管する必要がある¹⁷。

当該事例から、書面提出されたものについては、書類をすべて保存する必要があることに留意しなければならない。PDF化された後は、全て書類は電子で確認しているため、電子化された書面と紙提出された書面が並存することとなり、複雑化するのではないかと懸念する。当観点は法改正が必要だが、シンプルに書類を管理できる仕組みとすることが望ましい。

(4) 送達確認について

電子的方法による送達は、あらかじめ登録したメールアドレス等に通知が届き、ウェブシステム「E C F S」にアクセスして記録を閲覧することにより完了する。当事者は、この機能を利用して、電子メールやテキストメッセージを通じて期日呼び出しを受取ることが可能である。ただし、当該通知がされてから1週間が経つと、記録を閲覧しなくとも、送達がされたものとみなされるため、電子訴訟を選択したユーザは留意しなければならない。

また、被告が電子訴訟に同意するかどうか不明な場合は、裁判所が訴状をプリントアウトし、従来どおりの紙による送達が行われる。なお、片面的電子訴訟の場合は、e-post¹⁸を使用して電子ファイルを情報通信部（中央省庁）のインターネット郵便局へ

¹⁶ http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/kojinninshou-01.html

¹⁷ 大法院E C F Sポータルサイト <https://ecfs.scourt.go.kr/ecf/ecf800/ECF810.jsp>

¹⁷ 元日弁連コンピュータ委員会委員長 日野修男 「司法のIT化（電子裁判手続）について」

<http://hinolaw.com/img/file3.pdf>

¹⁸ 韓国独自のシステムで、郵便局に行かずにインターネットを通じて、郵便を送るサービス。
(https://epost.go.kr/main/eng/Enpost_Introduction1.html)

伝送後、郵便局において自動化された機械で出力して送達する。

当該事例から、システムの利用者間における送達は、メールや通知機能を活用することが有用であると考える。ただし、書面提出とする場合は、裁判所職員における事務作業を考慮し、従来どおりの形のままとすべきであろう。

(5) 補正手続について

提出済み書面に対する加除訂正は、修正の種別により手続が異なる。

例えば、訴状に記載した被告人の住所が誤っていた場合、原告の連絡先（使用者ユーザ登録した際の情報）へ裁判所から書面又はメールで連絡があり、提出した訴状は差し戻される。原告は、裁判所からの書面又はメールを持って、役所に行き、裁判所からの情報を伝えた上で正しい住所を確認したのち、再度訴状を提出する必要がある。

当該事例から、修正する種別によって取扱方法を分けているが、日本の場合は、現状の手続を鑑みると、シンプルで統一的な手續が望ましいのではないかと推察する。電子化することにより、ユーザにおける作業が少なく済んだり、機械的にできるようになつたりと、障壁が少なく感じられるような仕組みとすべきであろう。

(6) デジタル弱者対応について

導入後、メインユーザとなる弁護士のうち、電子に馴染みのない中高年層弁護士において、コンピュータ使用や電子訴訟手続に対する不適応現象が発生し、利用率が上がらない問題が発生した。この問題に対して、法院は特別講座を開き、教材を無料で配布する対策をし、彼ら向けの啓発活動を行い、電子訴訟活用率向上に努めた。

電子化することにより、日々の作業が効率化でき、電子化の恩恵を受けられることを伝えるために、パソコンに馴染みのない国民へのアプローチは有用と考える。日本においても、事前にセミナーを開催したり、裁判所ホームページに解説用の特別記事やFAQを掲載したりと、ユーザ目線での対応も推奨する。

(7) システムの全国展開について

韓国においては、策定から7年かけ、ウェブシステム「E C F S」が始動した。2010年（平成22年）4月に電子訴訟を開始した後は、5年間をかけて、段階別に民事・家事・行政事件にシステムを導入し、2018年（平成30年）現在では、刑事事件でもウェブシステム「E C F S」を使用している。段階別に導入する中で、法改正にあわせた見直しはもちろんのこと、タブレット端末やスマートフォンからの作業ができるように機能拡充をしたり、他システムとの連携を行ったりと、ユーザのニーズを考慮した機能追加を実現している。

日本においても、フェーズ1、2、3と段階的に電子化を進める中で、当該事例のように、機能拡充を行った例は参考にしたい。特に、ユーザのニーズを考慮した機能追加は、適宜ユーザへ意見を取り入れる仕組みづくりを構築し、多くの情報収集をした上で

の柔軟な対応が必要不可欠になると推察する。

第3 調査結果詳細

1 訴えの提起

e 提出は、民事訴訟手続において、裁判所への訴状、答弁書、準備書面、証拠書類等の書面提出を電子的に行うことを行なうことをいう。ここでは、最初のプロセスである、訴状提出に関する事項について、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴状の提出

電子手続開始の目的は、訴訟記録を電子化することによる裁判所の事務処理の効率化とともに、裁判手続の電子化による司法サービスの利便性の向上とされている。

2010年（平成22年）から、ウェブシステム「E C F S」を導入し、訴えの提起や訴訟手続の進行が電子化され、2018年（平成30年）5月時点においては、iPhoneやAndroid専用アプリからの訴訟遂行も可能である。

なお、訴状や申請書等、一定の形式にしたがって作成する書類については、ウェブシステム「E C F S」内に入力フォーム¹⁹（当事者の情報、請求額、事件名、管轄裁判所、請求の趣旨、請求原因など）が用意されており、当該入力フォームに入力すれば、自動的にPDFファイルで訴状等を作成することが可能である。また、必要な書類（Word、PDF）や証拠（PDF、JPGなど）を、アップロードすることも可能である。

また、請求の趣旨及び原因については、①ウェブシステム「E C F S」に設けられた入力画面に直接入力する方法、②ワープロなどで作成した文書ファイルを登録する方法の2種類がある。ただ、いずれの場合も、正式に提出される段階で、システム上でPDFファイルに変換される仕組みになっている。

ただし、ウェブシステム「E C F S」を使用するには、政府認可認証局から認証パスワードを取得し、ユーザ登録をする必要があり、利用者区分は、①全国民が行うことのできる当事者本人としての一般利用者登録、②弁護士、法務法人（日本の弁護士法人に相当）等の訴訟代理人が行うことのできる代理人²⁰としての資格利用者登録、③管理人、監査委員等の回生破産手続関係人利用者登録、④執行者、管理人等の民事執行関連執行官等利用者登録がある。²¹ 使用可能な機能の範囲はサービスの種類によって制限されている。²²

なお、弁護士に訴訟を委任する場合の訴状委任状は、書証と同様に、スキャナ等で電子化したものを作成する。ただし、最終的に訴状や証拠書類等を提出するためには、これらの文書ファイルに提出者である代理人（本人訴訟の場合には本人）の公認認証書による認証処理を行う必要がある。

また、原則的に、ウェブシステム「E C F S」を使用することは任意であり、両者の同

¹⁹ 入力フォームには、訴状をはじめ、複数の定型フォーマットが用意されている。

²⁰ 代理人ユーザは、弁護士本人だけでなく、弁護士を補助する事務職員としても登録できる。

²¹ 大法院E C F Sポータルサイト <https://ecfs.scourt.go.kr/ecf/ecf100/ECF120.jsp>

²² 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE20_2.jsp

意がない限り電子訴訟を強制されない。ただし、電子訴訟を選択しなかった当事者から提出された書類は、裁判所職員がウェブシステム「E C F S」に登録し、電子化を行う。²³

訴状受付においては、ウェブシステム「E C F S」を通じて提出された訴訟用紙は、アップロードを行い、システムに登録された時点を、受付とみなす。裁判所書記官は、事件番号、事件名、当事者名、提出日時、提出書類などの書面による確認を、直ちに原告に電子メールで送付（重要な事項は、テキストメッセージでも通知）する必要がある。²⁴この動きにより、原告は書類が問題なく提出できたかどうかを確認することができる。

(2) 手数料の納付

クレジットカード、口座振替を使用した手数料の電子納付が可能である。なお、電子訴訟を利用すると、印紙代が1割引される。²⁵

また、知的財産権の訴訟を例に取ると、電子提出の場合、46,000ウォン（約41ドル）であるのに対し、書面提出の場合、66,000ウォン（約59ドル）+1シートあたり1,000ウォン（約0.89ドル）といった形で、書面提出に比べ電子提出の方が安い費用設定となっている。²⁶

²³ 詳細は、当報告書 第9章 記録の管理に記載

²⁴ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE20_3.jsp

²⁵ 新阜直茂「韓国におけるe裁判の実施状況について」

http://niben.jp/niben/pdf/books/2015_NO05_25_35_.pdf

²⁶ 韓国知的財産権 <http://www.wipo.int/pct/guide/en/gdvol2/annexes/kr.pdf>

2 訴状の審査・口頭弁論期日の指定

e 事件管理は、民事訴訟手続において、事件管理（経過・期日の管理）、提出書面・証拠の一覧内容管理、判決・決定内容の管理等の事件に関わる情報の管理を電子的に行うことを行う。ここでは、民事訴訟に関わる事件管理に関する事項について、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 訴状の内容確認

裁判所の裁判官及び書記官は、ウェブシステム「E C F S」を通じて訴状を確認することが可能である。また、訴訟当事者は電子メールやテキストメッセージを通じて指示を受け取ることができる。

(2) 訴状の補正指示

提出済み書面に対する加除訂正は、修正の種別により手続が異なる。

例えば、訴状に記載した被告人の住所が誤っていた場合、原告の連絡先（使用者ユーザ登録した際の情報）へ裁判所から書面又はメールで連絡があり、提出した訴状は差し戻される。原告は、裁判所からの書面又はメールを持って、役所に行き、裁判所からの情報を伝えた上で正しい住所を確認したのち、再度訴状を提出する必要がある。

(3) 第一回口頭弁論期日の指定

ウェブシステム「E C F S」上で期日の指定が可能である。

(4) 被告への訴状及び期日呼出し状の送達

ウェブシステム「E C F S」において、訴訟当事者は電子メールやテキストメッセージを通じて期日呼び出しを受け取ることが可能である。

- ・電子書類：送達のボタンをクリックして電子メール及びショートメッセージを発送
- ・紙の書類：文書を封筒に入れ、住所を記載して発送

なお、片面的電子訴訟の場合は、e - p o s tを使用して電子ファイルを情報通信部（中央省庁）のインターネット郵便局へ伝送し、その後、郵便局で自動化された機械で出力して送達している。なお、受領書の返信は不要だが、当該通知がされてから1週間が経つと、記録を閲覧しなくとも、送達が完了したものとみなされる。

3 第1回口頭弁論期日

e 法廷は、民事訴訟手続における口頭弁論等の法廷においてＩＴを活用することをいう。ここでは、民事訴訟に関わる法廷に関連する事項について、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 原告及び被告の出頭

2011年（平成23年）から2014年（平成26年）にかけて、韓国内の各裁判所の全ての法廷に電子機器が整備されている²⁷。同時に100ユーザが同時接続できるインフラが構築されていており、同時に20か所の裁判所が遠隔裁判を利用することが可能である。²⁸

(2) 訴状、答弁書に基づく主張

法廷には裁判官・当事者毎にパソコンが設置されており、そのパソコンでウェブシステム「E C F S」から登録された書類を閲覧しながら弁論を行う。裁判のすべての参加者は、弁論中に、訴状、準備書面、書証等の訴訟記録、法廷速記者が入力した記録を、スクリーンとベンチに設置されたモニターを通して、その場で確認することができる。主張・証拠の提出（被告の答弁書の提出含む。）について、訴訟当事者はウェブシステム「E C F S」から証拠書類を提出、閲覧、印刷することが可能である。なお、被告側も、法廷での尋問が行われる前に、電子手続で提出された様々な書類を閲覧することができる。

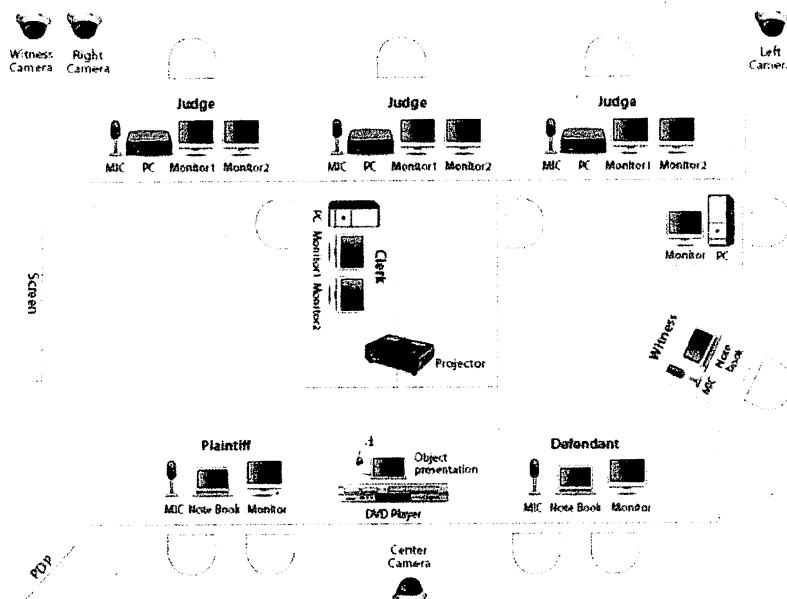
²⁷ 大法院ポータルサイト <https://eng.scourt.go.kr/eng/judiciary/eCourt/eTrials.jsp>

²⁸ 国家法令情報センタ（遠隔映像裁判に関する特例法）

<http://www.law.go.kr/lstInfoP.do?lslSeq=103861&efYd=20100324#0000>

図表 No 2 標準的な電子法廷の設備レイアウト

Standard e-court equipment layout



出所：大法院 E C F S 紹介サイト (http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE20_4.jsp)

(3) 証拠書類の準備・取調べ

訴訟当事者はウェブシステム「E C F S」から証拠書類を提出、閲覧、印刷することができる。証拠（書証）は、スキャナ等で電子化し、ウェブシステム「E C F S」にアップロードする。各種のマルチメディアファイル形式で映像や音声などを証拠提出することもできる²⁹。元々電子的に作成された証拠（例えばデジタル動画など）は、ファイル形式が適合していればそのままアップロードすることが可能である。

また、電子機器を揃えた法廷では、記録は完全に電子形式に変換され、電子的に管理される。訴状は、口頭弁論の日にモニター又はスクリーンを通じて確認することができ、訴訟が進行すると、弁護士は法廷に設置されたシステムを使用して書類を閲覧することができる。

なお、電子訴訟を選択しなかった当事者から提出された書類は、裁判所がすべてウェブシステム「E C F S」に登録する運用であることから、答弁書や準備書面、書証等の文書は、すべてウェブシステム「E C F S」にて提出され、争点整理が行われる。ウェブシステム「E C F S」に登録しなければ、提出の効力が生じないため、期日に紙を持参しても陳述することはできない。³⁰

²⁹ 2011年（平成23年）3月28日公布の「民事訴訟などにおける電子文書利用などに関する規則」

³⁰ http://niben.jp/niben/pdf/books/2015_NO05_25_35_.pdf

4 争点及び証拠の整理手続

電子的に準備されてきた資料をもとに、民事訴訟の期日を迎えるにあたり、準備段階において、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 争点及び証拠の整理手続

第一回口頭弁論期日と同様に、手続中に「E C F S」の画面に、事前に提出済みの証拠書類を電子形式で画面上に提示することができる。また、事件のすべての参加者は、口頭弁論中に、訴状、準備書面、書証等の訴訟記録や、裁判所の記者が入力した記録を、スクリーンとベンチに設置されたモニターを通して、その場で確認することができる。

5 証拠調べ（人証）

電子化を進めるにあたり、訴訟当事者や証人が法廷で尋問（主尋問・反対尋問）を受ける口頭弁論期日において、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 人証方法

映像による遠隔裁判に関する特例法（1995年（平成7年）制定）もあり、テレビ会議等で参加できるようになっている。なお、事件のすべての参加者は、口頭弁論中に、訴状、準備書面、書証等の訴訟記録や、裁判所の記者が入力した記録を、スクリーンとベンチに設置されたモニターを通して、その場で確認することができる。

6 期日調書

口頭弁論等において、訴訟手続などの内容や経過を公証するために、裁判所その他の機関が作成する期日調書において、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 調書の記録

ウェブシステム「E C F S」を用いて、裁判所の裁判官及び書記官は、オンラインにて事件を管理（事件管理、記録レビュー、承認含む）することが可能である。³¹

なお、裁判中において、法廷速記者が入力した記録を、スクリーンとベンチに設置されたモニターを通して、その場でいる全員が確認することができるが、司法記録は、裁判官又は当事者のみが法廷で見るように制御することができる。³²

³¹ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE10_1.jsp

³² 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE30_3.jsp

7 判決³³

判決において、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 判決書の作成

ウェブシステム「E C F S」を使用し、裁判所書記官が作成した判決書に対し、裁判所裁判官は電子署名を行う。電子署名は一般人のものとは異なり、法院から別途与えられている電子署名を用いる。³⁴

訴状や準備書面と同様に、電子ファイルとして作成され、裁判官による電子認証がされたファイルが判決文の原本となる。

(2) 判決の言渡し

裁判所の判決をウェブシステム「E C F S」において確認することができる。訴状や準備書面と同様に、電子ファイルとして判決書を確認することもできる。

(3) 判決書正本の送達

ウェブシステム「E C F S」を用いて、弁護士にて、証拠書類、裁判所の判決、裁判所命令等を閲覧又は印刷することが可能である。

8 情報公開

情報公開において、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 期日情報（スケジュール）の公開

ウェブシステム「E C F S」にて、マイページから、自分が関連する情報のみを確認することが可能である。

(2) 期日情報（実施内容）の公開

ウェブシステム「E C F S」にて、マイページから、自分が関連する情報のみを確認することが可能である。

なお、大法院ポータルサイトにて、第三者へ以下の情報を公開している。

- ・宣言及び更改弁論の動画
- ・主要事件の傍聴案内（事件内容・争点、当事者、傍聴券及び事件、案内書配布期日・場所・方法）の情報

³³ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE20_1.jsp

³⁴ 韓国「電子裁判」視察報告書

<https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/committee/list/data/chousahoukoku2010.pdf>

(3) 判決の公開

判決文はウェブシステム「E C F S」に登録され、当事者及び代理人が自由に判決を閲覧することが可能である。現状、ウェブシステム「E C F S」では、当事者及び代理人以外が事件情報をすることはできないが、大法院ポータルサイトの対国民サービスでは当事者以外であっても下記のキーワード検索で判決書を閲覧できる。³⁵

刑事事件：「法院名」「事件番号」「当事者名」

民事事件：「事件有形」「選告示日（確定日時）」「法院名」「事件番号」

(4) 記録の閲覧・謄写

ウェブシステム「E C F S」には、ユーザ毎にマイページが用意されており、以下のように、自分が関連する事件の情報のみを確認することが可能である。

＜情報＞

- ・提起した事件の一覧
- ・各事件の進行状況
- ・送達された文書の一覧
- ・お知らせサービス
- ・事件の検索
- ・書面の提出期限のアラート

9 記録の管理

記録を管理するにあたり、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 記録の管理

電子記録と紙媒体記録は併存する。使用者登録をしていないユーザ又はウェブシステム「E C F S」による提出に同意しないユーザからの提出については、記録管理を複雑化しないよう、裁判所職員が裁判所に設置されている端末を使用して、紙媒体の書類の電子化し、ウェブシステムに登録している。

大規模な裁判所では、スキャン作業をアウトソーシングするために、スキャンセンターを設置しているが、小規模な裁判所では、裁判所の職員がスキャン業務も担当している。

なお、書類変換プロセスは以下のとおり。

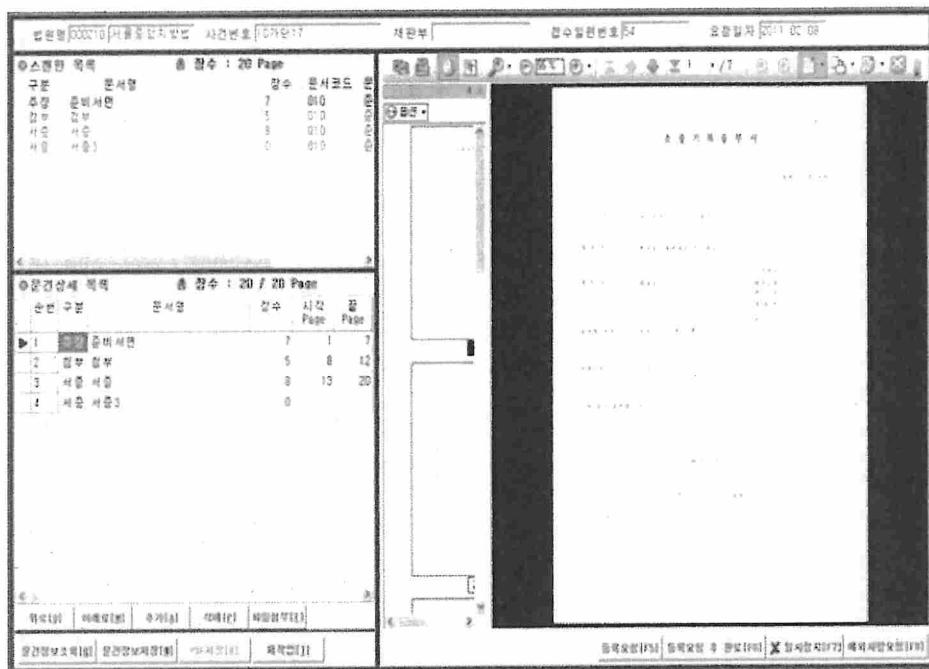
1. 紙媒体の文書をスキャンする。
2. スキャンした画像ファイルをO C R処理のP D Fファイルに変換する。
3. 文書をP D F形式で確認して分類する。（図表No3）
4. 確認された文書の登録、パブリックキー認証による署名を行う。

³⁵ 大法院ポータルサイト <http://www.scourt.go.kr/portal/main.jsp>

宣言及び更改弁論の動画、主要事件の傍聴案内（事件内容・争点、当事者、傍聴券及び事件案内書配布期日・場所・方法）の情報が公開されている。

図表No3 書類変換イメージ

Scanning confirmation screen



出所：大法院 E C F S 紹介サイト（http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE20_4.jsp）

また、裁判官はウェブシステム「E C F S」を使用し、期日が行われたかどうか、証拠を提出した人、関係者の出欠席情報、いくつの証拠が証拠として受け入れられたか否かなど、現在の訴訟状況を確認することができる。³⁶

10 証明手續

証明手続において、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

(1) 証明手続の方法

提出された訴訟用紙は、電子署名認証が確認された後にのみ、読み込みや印刷が可能となる。訴状が受理された際は、裁判所より電子メールにて、原告側へ通達する。³⁷なお、重要な事項はテキストメッセージで送信する。

11 当事者からの照会対応

当事者からの照会において、韓国の電子化事例ではどのような取扱としているかを確認する。

³⁶ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE30_1.jsp

³⁷ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE20_3.jsp

(1) 当事者からの照会対応

ウェブシステム「E C F S」に登録された文書は、当事者を含め、裁判官や代理人が自由に閲覧することが可能である。ユーザ毎にマイページが用意されており、期日を含め、現在係属中の電子訴訟の件数や事件の一覧等を確認することができ、ここから個別事件の記録にもアクセスすることが可能である。

1.2 他の行政機関のシステムとの連携

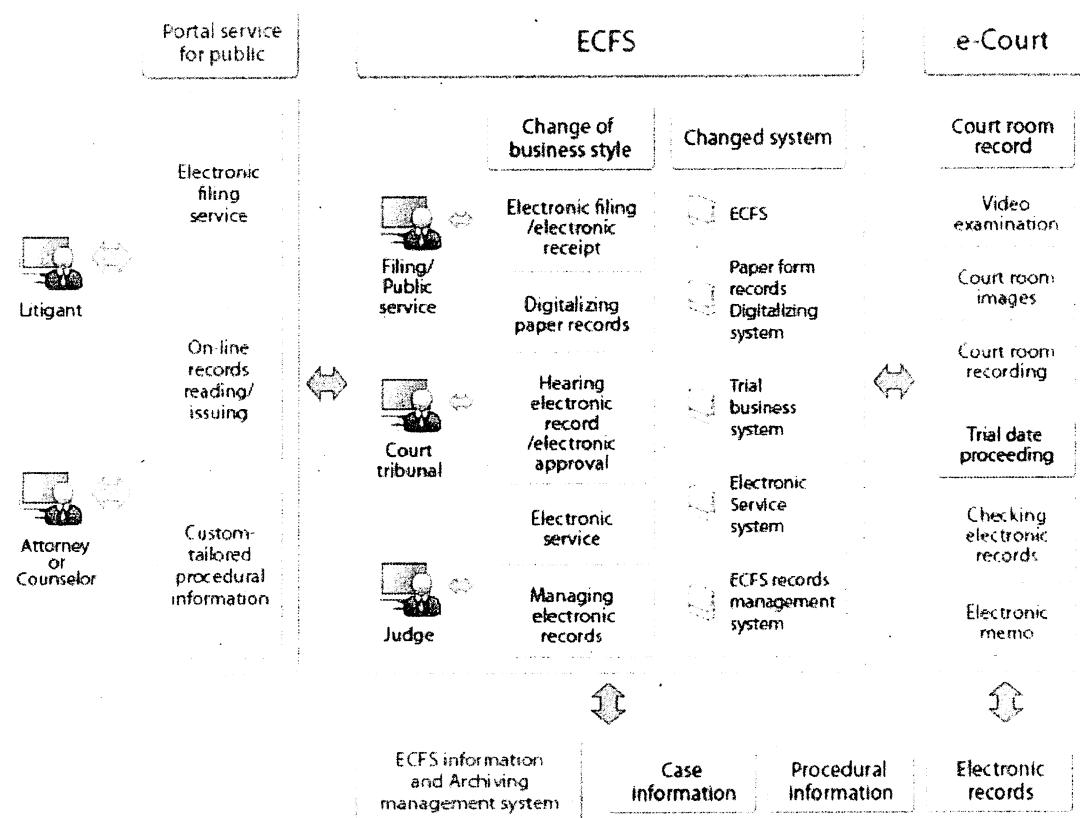
韓国の電子化事例では、他の行政機関のシステムと、どのように連携しているかを確認する。

(1) 他の行政機関のシステムとの連携

ウェブシステム「E C F S」は金融機関、特許庁、韓国郵政公社、登記局、その他関連機関のシステムと連携している。

図表 No 4 システム相関図

Key map of the system



出所：大法院 E C F S 紹介サイト (http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE10_5.jsp)

1.3 デジタル弱者への対応

IT化を進めるにあたり、IT技術に不慣れな国民に対する裁判を受ける権利への配慮は必要不可欠である。特に韓国は、人権や弱者保護に敏感な傾向にあることから、実際にシステムを使用するユーザに対し、韓国の電子化事例ではどのように対策を取っているのかを確認する。

(1) デジタル弱者への対応

使用者登録をしていないユーザ又はウェブシステム「E C F S」による提出に同意しないユーザからの提出については、裁判所に設置されている端末を使用して、裁判所職員が紙媒体の書類の電子化をする必要がある。

ウェブシステム「E C F S」による提出に同意がある場合は、システム停止等の理由がない限り、電子的な提出が義務化されている。

なお、第1回口頭弁論初日の翌日までは紙媒体から電子媒体への変更が可能であり、その場合は紙媒体の書類を裁判所で電子化する。ただし、その期日を過ぎた場合は裁判官の許可が必要になる。また、電子媒体から紙媒体への変更は原則として不可としている。

(2) 利用者への対応

利用ガイドやFAQ、動画解説などのユーザーサポート体制が整備されている。

特に、ウェブサイト「E C F S」の利用・障害に関する問合せについては、司法ユーザーサポートセンター³⁸が設置されている。なお、地方法院では、教材を作り配布したり、弁護士を相手に特別講義を行ったり、様々な方法で利用者への浸透策を練っている。

また、韓国では、2010年（平成22年）4月から、利用者の利便性を向上させるために、裁判所本人訴訟サイト³⁹を開設していた。同サイトでは、特定の訴状（民事訴訟類型では貸与金請求訴訟と賃貸借保証金返還訴訟等6種類事件類型）と基本書式を容易に作成可能であった。しかしながら、裁判所本人訴訟サイトで作成した訴状を法院に提出するには、紙文書で出力し、法院を直接訪問して書面で提出する必要があった。特に裁判のIT化が進んでからは、ウェブシステム「E C F S」で、訴状の再作成が必要となったこともあり、利用者にとって、必ずしも利便性が高いとはいえない状態であった。

そのため、利用者の負荷を軽減し、電子訴訟活用率の向上を目的として、2016年（平成28年）に、裁判所本人訴訟サイトとウェブシステム「E C F S」の連絡がなされ、本人訴訟サイトで作成した訴状ファイルをそのままウェブシステム「E C F S」にて使用できることになった。⁴⁰

³⁸ サポートセンターの体制は以下の通り。大法院ホームページに関しても同じサポートセンターが窓口になっている。（http://jifi.scourt.go.kr/foreigner/doc/FgnDocListAction.work?min_gubun=9&gubun=81&sName=17）

受付時間：平日 09:00～18:00 土日祝日 なし

場所：大法院内（ソウル特別市瑞草区）

³⁹ 裁判所本人訴訟サイト（pro-se.scourt.go.kr）

⁴⁰ 韓国／法律新聞（2016/8/28）より出典

1.4 全国展開の段取り⁴¹

ウェブシステムの全国展開にあたり、どのような変遷があったのかを確認する。

(1) 全国展開の段取り

2010年（平成22年）4月に電子訴訟を開始した後、5年間をかけて、段階別に民事・家事・行政事件に電子訴訟システムを導入している。5年経過後には、民事合議裁判では76%，民事単独裁判では72%と、一定水準まで電子化が進んでいる。ただし、電子に馴染みのない中高年層弁護士にとっては、なかなかコンピュータ使用や電子訴訟手続になじむことが出来ないといった不適応現象が解消されないという傾向にあった⁴²。そのために、法院は特別講座を開き、教材を無料で配布する対策をし、高年層弁護士向けの啓発活動を行い、電子訴訟活用率向上に努めている。

韓国において、電子化を進めるにあたっての経緯は以下のとおり。⁴³

- ・2001年：マスタープランの策定
- ・2003年：司法書類のe-提出プロジェクト始動
- ・2004年：E C F S構築開始（裁判所内部の手続に係るシステムの構築を優先）
- ・2005年：民事事件にE C F Sのパイロットプログラム実施
- ・2006年：支払命令に係る訴訟における電子文書の適用に関する法律公布
支払命令に係る訴訟におけるE C F Sの適用
- ・2008年：民事、特許、国内関係、行政訴訟手続全体に対する電子訴訟ロードマップの策定、
- ・2009年：特許法院向けのE C F S構築開始
- ・2010年：民事訴訟等における電子文書の適用に関する法律の公布
(Act No. 10183 2010年3月23日)
特許法院にてE C F S適用を開始（2010年4月26日）
電子法廷（e-Court）の整備開始
- ・2011年：地方法院にて民事訴訟にE C F Sを適用開始
- ・2012年：高等法院、大法院にて民事訴訟にE C F Sを適用開始
- ・2013年：家庭法院、行政法院にE C F Sを適用開始
- ・2014年：破産・再生事件にE C F Sを適用開始
- ・2015年：執行事件、非訟事件にE C F Sを適用開始
電子法廷（e-Court）の整備が完了

⁴¹ 大法院ポータルサイト <https://eng.scourt.go.kr/eng/judiciary/eCourt/eTrials.jsp>
大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE10_2.jsp

⁴² 韓国／法律新聞（2015/3/25）より出典

⁴³ 大法院E C F S紹介サイト http://ecfse.scourt.go.kr/ecf/ecfE00/ECFE10_2.jsp

15 ユーザ属性（本人もしくは代理人）

IT化を実現するにあたり、ウェブシステムのユーザに属性があるか確認する。

(1) ユーザ属性（本人もしくは代理人）

ウェブシステム「E C F S」は、①全国民が行うことのできる当事者本人としての一般利用者登録、②弁護士、法務法人（日本の弁護士法人に相当）等の訴訟代理人が行うことのできる代理人としての資格利用者登録、③管理人、監査委員等の回生破産手続関係人利用者登録、④執行者、管理人等の民事執行関連執行官等利用者登録がある。ユーザ登録をすることで、個人や法人問わず、ウェブシステム「E C F S」を使用することが可能である。

なお、外国人もユーザ登録をすることが可能である。

以上